

第3回「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」会議録概要

開催日時 平成29年1月25日（水）午後6時30分～8時30分
会 場 防府市役所 1号館3階 第1会議室
出席委員 10人
概 要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

①平成28年度参画及び協働の推進に関する意見書（案）について

○事務局

「防府市参画及び協働の推進に関する意見書（案）」（以下、「意見書（案）」という。）について説明。掲載されている内容で良いか、不足している内容はないか、文言の修正はないかについてご指摘いただきたいと思います。

○委員長

3ページの「(3) 審議会等」の4段落目2行目からですが、「市として委員にどういう人を求めているかといった情報をしっかり伝えることが適切な」とあります。「市にとって」から始まる文章ですので、「市民に対して委員にどういう人を求めているかをしっかり伝えることが、適切な」とすることで、主体と対象が明確になると思いますが、いかがでしょうか。

○A委員

その方が良いと思います。

質問ですが、（市として）用語の定義をすることは可能でしょうか。この意見書（案）の中でも、ワークショップ、プレゼンテーションなどの片仮名語が並びますし、その他にもフォーラムやシンポジウムなどの用語があります。一般的に、ワークショップは共同作業が中心ですが、シンポジウムは少し違いますし、フォーラムもまた少し違います。知っている人は知っていると思いますが、広く公開することを考えると、それぞれの用語を定義する必要があるのではないのでしょうか。

○事務局

ワークショップについては、参画の手法の一つとして「防府市参画及び協働の推進に関する条例」（以下、「条例」という。）第10条に定義付けされており、公聴会や意見交換会、説明会については「公聴会等」として定義しています。フォーラムやシンポジウムに関しては周知や啓発が主な目的ということで、参画の手法としては定義していません。プレゼンテーションについては、協働事業提案制度（以下、「制度」という。）の手引きの中に出てくる所ですが、今のところは用語の定義を記載することは考えていません。

○A委員

定義の有無は、記載する手法を限定すべきかどうかに関わってきます。例えば4ページには「(4) ワ

ークショップ」と限定して書いてありますが、様々な参画の手法がある中で、ワークショップに限定して良いのでしょうか。これを「ワークショップ等」とすればフォーラムやシンポジウムを含むことができます。参画を進めていくうえではこうした用語についても定義が必要ではないかと思いました。

○委員長

ワークショップと比較的近いけれども、細かく分ければ若干異なるというものも含めて参画の手法であると示すためには「ワークショップ等」とすればどうかというご意見でよろしいでしょうか。

○B委員

参画の手法自体が条例第10条に規定されていますので、これに沿った実施状況のとりまとめということになると思います。もし気になるようでしたら、例えば「(4) ワークショップ」ではなく、「(5) 参画の取組全体について」のところに、「市民が参加しやすい場として、フォーラムやシンポジウムなどをより活用して意識啓発を図るべき」などの文言を入れるのはいかがでしょうか。

そのような機会を増やしていくことが大事という意見だと私は受け取りましたが、いかがでしょうか。

○A委員

それでも良いと思います。条例ができたときにもフォーラムを開催しています。周知の方法はワークショップだけではないということは明らかです。

○委員長

具体的には事務局で加筆するという事でよろしいですか。(4)の中に入れてしまうと混乱するかもしれませんが、(5)に入れることになろうかと思いますが、事務局で加筆するにあたって、何か必要なことはありますか。

○事務局

シンポジウムやフォーラムは、参画の手法ではなく、その前段階のものと認識していますが、そういう方向で加筆すると受け取ってよろしいですか。

「参画」というものは政策の形成や実施の過程に関わっていただくもので、フォーラムやシンポジウムは基本的には市から情報をお出しして興味を持っていただく、知っていただくというものになります。ですから、条例に定義する参画の手法からは外れているという整理でいます。

○B委員

その認識で良いと思います。ですから、(5)の最後にフォーラムやシンポジウムという語句を入れるかどうかは別として、そういう機会を是非作っていくべきだという意見が出たということです。

○事務局

そうした機会をつくることで、市民参画がより盛り上がっていくようにという方向性での加筆ということですね。

○A委員

フォーラムというのはひとつの方法で、既に行われているという認識でいますが、いかがでしょうか。

○委員長

周知・啓発と参画の質的な違いといったところでしょうか。関連はしているところだと思いますが、市としては、ワークショップは参画の手法、フォーラムやシンポジウムは周知・啓発の手法という区別をしているということですね。

○A委員

よく防災でワークショップを開催し、共同作業をしますので、そういうものをイメージしています。

○委員長

フォーラムやワークショップを行うときに、どのくらい厳密に区別して考えておられるかというのはあるのかもしれませんが。

○事務局

フォーラムをするときにも、プログラムの一部としてワークショップの手法を用いて共通認識を図ることはあるように思います。

○A委員

一般的には、そういう受け取り方はしません。(過去の条例のフォーラムを振り返ると) 条例を解説して、パネリストがディスカッションし、フロアーからも意見をもらうという流れでしたので、シンポジウムに近いものです。

○事務局

用語の使い方が混同されているのではないかなというようにご指摘でしょうか。

○C委員

B委員の仰るとおりだと思います。フォーラムやシンポジウムは、参画というよりも参加に近いように思います。条例第2条でも参画とは「政策の形成、実施及び評価の各過程に自主的に関わることをいう。」と定義付けています。フォーラムやシンポジウムはどちらかというと受身であり、積極的に意見を述べるという機会はほとんどないと思います。

○A委員

それは(シンポジウムが)正しく行われていないだけで、提案に対してディスカッションするというのが本来の目的です。

○C委員

聴衆にはそのような機会はあまりないと思いますが、パネリストの話ですか。

○A委員

パネリストもフロアーも含めた話です。

○C委員

現実として、そのような形は難しいのではないのでしょうか。

○A委員

難しいという問題ではなく、意味合いとしてそういうものだと思います。周知の方法として、そのような手段があるということです。そのような記載がどこかにされていけば良いと思います。

○委員長

では、(5)の最後にそういったところを盛り込むということでよろしくをお願いします。

私からもう1点、3ページの「(2)パブリックコメント」の2段落目「パブリックコメントを実施することについて、今以上に市民に思いを伝える働きかけが必要であり、周知の仕方についても工夫していくことが必要です。」とありますが、ここでは2つのことが述べられています。

ひとつは、「市民に思いを伝える働きかけ」、もうひとつは「周知の仕方についての工夫」です。これは同じものなのか違うものなのか、微妙に重なっているものなのかというところをもう少し整理した方が良いでしょうと思います。

例えば、「パブリックコメントを実施する意義について、市民に意識啓発を図るとともに、パブリックコメント実施の周知についても工夫していくことが必要です。」となるのでしょうか。それで文意が取れているのかも含めて、お気づきがあればご指摘いただきたいと思います。「市民に思いを伝える」という文面は、市が思いを伝えることになりませんが、市の「思い」とは何なのでしょう。「パブリックコメントをすることが大事」という思いであれば、「意義」と置き換えることも出来るかと思います。

パブリックコメント自体が大事という話と、パブリックコメントの個別案件について周知が大事という話は少し質の違う話ですので、その2つがここに入っているのではないかと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

○A委員

「今以上に」という言葉について、もう少し適切なものがないかという気がします。「今以上に」とあると、今が悪いような印象を受けます。

○D委員

今が悪いから、今以上に市民に伝えなければいけないということではないですか。

○A委員

更に浸透させるというような文言にした方が良いでしょうと思います。今以上に何をどのようにするかということがここには出てきていません。そう考えると、「思いを」というところがいけないのかもしれませんが。

○委員長

この文面ですと、主体は行政ですから、行政の「思い」という表現は少し気になる部分ですね。

○E委員

5ページの(1)に人材バンクのことが書いてあります。この説明の際に幸せます人材バンクのことに触れられましたが、これはどういう人材バンクなのですか。

○事務局

前回協議の際に、ボランティアをしたい思いはあるけれども、どうすれば良いかわからないという方がかなりいらっしゃるという話がありました。その際に、そうした思いを持った方や専門性を持った方の情報を集約していく取り組みが求められるというご指摘がありましたので、このように掲載しています。「ほうふ幸せます人材バンク」については、既存の人材バンクの一例として申し上げました。

(「ほうふ幸せます人材バンク」は「指導者バンク」と社会貢献あるいは自己実現を図りたいと考える個人及び団体を支援者として登録する「支援者バンク」の総称。なお、この「指導者バンク」名簿は公民館、民生委員、児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブに配布されているほか、防府市HPにてダウンロードすることが可能です。)

○F委員

このときの趣旨は、講座などを受講し、自主的に協働しようとする方がいらっしゃるのに、どこにいらっしゃるのかが分からない。そういうときに、何かしら協働を望んでおられる方の一覧が整備されていけば良いということです。

幸せます人材バンクのような指導者レベルのものではなく、協働の意識はあるけれども、まだ活動としては埋もれてしまっている人材を名簿化することについてのお話だったと思います。

○事務局

F委員の仰るように、市民活動支援センターであるとか、社会福祉協議会であるとか、各主体で啓発の講座、育成の講座をされている中で、それぞれに受講者リストをもっておられると思います。そうしたものをもっと活用できないかという話がありました。もう1点、既存の人材バンクについても、より有効化されていくと良いというご指摘がありましたので、そのあたりを掲載しています。

○G委員

3ページの「(2)パブリックコメント」の2行目に、「市の方で概要版や逐条解説を添えるなど」という記載があります。意味合いは分かるのですが、「逐条解説」という言葉は一般的でしょうか。

○委員長

条例などに関わる人にとっては一般的な言葉ですが、市民の方が読むときに果たして一般的かどうかということですね。全体の文面とのバランスを考慮する必要がありますが、例えば、「解説書」と置き換えることも考えられるかもしれません。どちらの表現が良いでしょうか。

○C委員

解説書というと、かなりラフな印象を受けますね。

○委員長

「概要版」という言葉と水準が揃っていれば良いという気がしますね。内容としては概要版よりも逐条解説のほうがより詳しいといった区別でしょうか。

○C委員

「概要版や逐条解説」と併記することで、ラフなもの丁寧なものとを区別しているということで、私は抵抗なく受け取れます。それよりも、5行目の「市民に思いを伝える」の「思い」とは何かを具体的にした方がわかりやすいのではないかという感じがします。

○委員長

「逐条解説」については何か意見がありますか。

(「逐条解説」の標記とすることで合意)

2段落目の部分についてはいかがでしょうか。

今のところの意見をまとめますと、「パブリックコメントを実施することの意義について、より一層市民に対して意識啓発を図る働きかけが」といったところでしょうか。

○D委員

「重要性」という言葉はどうでしょうか。「実施する意義の重要性」、あるいは「実施することの重要性」という表現も考えられます。

○C委員

「実施することの重要性」とすると、パブリックコメント制度そのものを指しているようになります。ここでは、なぜこの案件をパブリックコメントにかけたかということをも市民に理解していただくというように私は受け取りました。

○委員長

私は、2つの意味をもっているように受け取りました。つまり、パブリックコメント制度そのものの啓発に関する意趣を前半部分に込め、C委員ご指摘の意趣を後半部分に込めているのではないかということです。元々、ここはどういう意図から記載されたのでしょうか。

○事務局

元々のご発言の趣旨は、パブリックコメントをすること自体の周知が不足しており、市民に伝わっていないのではないかというご発言であったように思います。しかし、先ほどから議論いただいているパブリックコメントの意義について啓発を図るといった意見も大切なことと認識しています。

○H委員

パブリックコメントに対して、意見をたくさん出していただかないといけませんね。

○C委員

パブリックコメントの制度そのものが大事だということは一般的に認められていることなので、そのことを改めて周知するよりは、なぜこの案件をパブリックコメントにかけたかということを知すべきだと思います。ですから、例えば「この案件はこういう問題について対応するもので、市の将来100年先まで関わることなのでしっかり考えて欲しい」というような注釈をつけるなど、意見を出していただくことを促す工夫が必要だというように受け取りました。

○委員長

市民に意見を出していただくためには、具体的な案件についてなぜ意見を求めているかをしっかりと伝えることと、意見を出すことに意味があるのだということを知っていただくという前提が求められます。どちらに重きがあるかという意味では、なぜ意見を求めているかという部分かもしれません。

具体的な文面はどのようになるでしょうか。パブリックコメントを実施する案件について、なぜ募集するのかを丁寧に説明するというような内容が求められますが、実際にはパブリックコメントにかける意欲とかけない意欲とがありますね。

○B委員

パブリックコメントにかける対象は、条例第9条に定められていますので、この文面は「パブリックコメントの役割と意義について、より一層市民に伝える働きかけが必要」という内容と、「募集の周知」に関する内容に分けたほうが良いと思います。パブリックコメントの役割と意義を啓発する必要性と、パブリックコメントを実施しているということを知り伝える必要性については、2つとも重要と思われるので、2つの文に分けて記載してはいかがでしょうか。

○A委員

非常に大切なことですね。市広報に掲載されていても、タイトルだけ読んで読み飛ばしてしまうことは少なくありませんし、役割と意義についてもやはり周知が必要です。

○H委員

大事なことをしているのに、なぜ伝わっていないのか、ということはありませんね。

○委員長

「依然として意見の提出数が少ない」という問題提起に対して、「この状況を改善するには」とつなげていくようなイメージですかね。2つの文のどちらを前に持ってきてみましょうか。

○A委員

役割と意義のほうでしょう。

○B委員

「パブリックコメントの役割と意義を伝えていく必要があります。さらに、パブリックコメント募集の周知についても工夫していく必要があります。」というような感じでしょうか。

○A委員

5ページの「(2) 協働事業提案制度について」の7行目に「出前講座」とありますが、これはどのようなものですか。

○事務局

(出前講座とは、「聞いて得するふるさと講座」の通称で) 市民からの要請を受けて、市職員を講師として派遣し、行政情報等をお話する講座のことをいいます。昨年、防府市市民活動支援センターからの要請を受けて協働事業提案制度の講座を開催した実績から、こちらに掲載したところです。この講座は、防府市ホームページに掲載可能なテーマの一覧が掲載されています。

○A委員

わかりました。その後続く「プレゼンテーション力をつけていくための講座」のところですが、突然「プレゼンテーション」と出てきても、読む人には伝わらないと思います。

○委員長

団体の育成のうち、協働の意識付けの部分とプレゼンテーション力向上の部分が特別に出ているという状態になっていますが、それが必要かというご指摘になってくるかと思います。

○A委員

協働事業提案制度の選考の部分にかかることをここで急に出しても伝わりません。これを出すのであれば、協働事業提案制度のことについてももう少し説明が必要です。

○委員長

一般論として、団体の目的や趣旨を地域の方や協力していただける方へ伝えるための力を蓄えるという捉え方もできます。必ずしも協働事業提案制度の流れの一部に限られた話ではないと思います。

○D委員

団体のレベルアップということで受け取れば良いと思います。

○C委員

「協働事業提案制度を活用する団体を育成するための取組として」と記載があるので、協働事業提案制度に限定されてくるのではないのでしょうか。

○A委員

そのように思います。

○D委員

団体を育成するための取り組みとは受け取れないでしょうか。

○委員長

(講座の)内容自体は、協働事業提案制度に限ったものではないと思われませんが、「(2)協働事業提案制度について」という括りの中の一文ですから、限定された受け取り方にならざるを得ないのかもしれないかもしれません。

○事務局

協働の推進に関する取組みの中で頂いた意見をそのまま掲載してしまいましたので、文脈として良くなかったのかもしれないかもしれません。

○F委員

活動の一例を紹介したというところですね。

○I委員

市民活動支援センターでは、単なる提案ではなく共感を呼ぶプレゼンテーション力をつけるという意味でこの講座をしています。協働事業提案制度だけではなく、様々な機会においてプレゼンテーション力は求められてきます。

○H委員

私は団体のレベルアップのための取り組みと捉えました。

○委員長

団体育成の取り組みの中の一例という理解でよろしいですか

○B委員

(団体育成のための様々な取り組みのうち、)こういうことが今回の協働事業提案制度にもいかされまますということですね。

○I委員

全体のバランスを崩すようでしたら、もう少し表現を変えた方が良いのかもしれないかもしれません。

○A委員

ここに書いてしまうと、協働事業提案制度の中でのプレゼンテーションのことだと受け取ります。

○C委員

プレゼンテーション力というのは、それぞれの団体の基礎体力をつけるということですか。

○I 委員

それもあります。

○C 委員

それもあるのか、それが目的なのか、どちらでしょうか。基礎体力をつけることが目的であれば、「協働事業提案制度を活用する団体と育成するための」という文と合いません。その場合であれば、「団体を育成するための取り組みの一環として、団体の力とつけていくための」としてはいかがでしょうか。

○B 委員

協働事業提案制度のためだけにしていることではないと思いますので、「協働事業提案制度を活用する団体と育成するための」の文面は「協働の推進のための団体育成の取り組みとして」と変更し、「(1) 協働の推進に関する取組状況全般について」に移してみてもはいかがでしょうか。

○A 委員

市民活動支援センター事業の一環としてそのような取り組みをしているということを「(1) 協働の推進に関する取組状況全般について」に入れるというほうが理解しやすいですね。

○委員長

「(2) 協働事業提案制度について」の3段落目については、文面の水準をそろえながら、「(1) 協働の推進に関する取組状況全般について」に移すということで、事務局にお願いしてよろしいですか。

○事務局

はい。

○委員長

では、意見書(案)については事務局の方で先ほどまでの協議内容を復元いただくこととなります。今年度の協議会は今回が最後ということとなりますが、その後の取扱いはどのようになるのでしょうか。

○事務局

修正後の意見書(案)と会議録を併せまして、全委員に書面で郵送し、確認をお願いします。確認が終わりましたら、意見書を市に提出という流れになります。

全委員、了承。

○委員長

では、意見書についてはそのような取扱いとさせていただきます。続いて、「2. 報告 ○協働事業提案制度」に入ります。事務局からお願いします。

○事務局

次第の2、防府市協働事業提案制度については、決定した内容を報告させていただき、その後に制度の周知スケジュールについてご説明します。

防府市協働事業提案制度について、先ほどの協働の推進に関する事項の部分でも触れましたが、昨年の協議会で6回にわたり協議頂き、制度骨子としてご提言頂きました。

この提言において両論併記となっている項目、庁内での検討を投げかけられている部分、協議会での未検討項目について検討を行いましたので、その決定事項をご報告いたします。

1ページ「(1) 事業の期間について」は、当面は1年間の単年度で行う事業のみとし、継続期間については、3年を上限とすることに決定しました。複数年度事業を対象にすることについては、制度を運用していく中で随時必要性を判断していきます。

1ページ「(3) 経費の負担について」は、対象経費を表1、対象外経費を表2のとおりとし、1提案ごとの上限額を市民提案型では50万円、行政提案型は提案ごとに上限額を設定し、提示することに決定しました。上限金額の設定については、他市の状況を勘案しているほか、上限金額から事業規模を想定できることにより提案、あるいは審査がしやすい等、制度の安定性を考慮しています。

4ページ「(3) 対象事業の要件について」は、対象外事業として挙げている「施設等の建設及び整備を目的とするもの」について対象外事業から外した方が良いとの意見について検討した結果、必要なハードの建設、整備については行政の責任において実施すべきであるとの判断から、記載の通り対象外としました。

6ページ「(2) 選考機関について」は、他市においても外部委員を入れた選考委員会を立ち上げている自治体が多く、外部委員を加えることについて疑問視される意見は無かったことから、選考委員会を設置することとし、記載の通り6名の選考委員による選考機関を設置することで決定しました。

7ページ「(3) 審査基準について」は、協議会からの提言の内容を踏まえ、採点や採択ラインの決定、審査の判定には、傾斜配点や欠格条項を設けるかなど検討し、記載の通り決定しました。

8ページ「(3) 評価の主体・手法について」は、協議会からの提言を基にそれぞれの手法に使用するシートについて検討し、また第三者評価での手法も検討し、記載の通り決定しました。

9ページ「(5) 評価項目について」は、協議会からお示しいただいた協働に関すること、事業に関すること各5項目を基に、評価のウエイトの置き方や評価項目について検討しました。検討の結果、「協働の進め方についての評価」と「事業の成果についての評価」についてはいずれも同程度に重要という判断から、記載の通り決定しました。以上が決定した内容です。

資料2では、制度の周知スケジュールを掲載しています。

市民対象の周知については、配付しておりますリーフレットを2月から配布するほか、HPへの掲載、

事前説明会等を実施していきます。前回の協議会でご提案いただいたケーブルテレビの利用については今回の資料には掲載されていませんが、「防府市からのお知らせ」コーナーに載せていただくよう調整中です。また、あくまで調整中の段階ですが、2月の市民活動団体向けの事前説明会については2月22日（水）にルルサス2階の市民活動支援センター、制度説明会については4月16日（日）に地域協働支援センター多目的ホールでの開催を予定しています。

続いて、市職員対象の周知については、現在、各課への協働推進員の設置を進めています。この協働推進員は、各課において協働の検討や啓発等の役割を担う職員として設置するものです。資料では各課に2～3名程度としておりますが、各課に1名以上と訂正をさせていただきます。

提案募集期間については、平成29年5月22日（月）から6月30日（金）を予定しております。以上が制度内容とその周知についての説明になります。

制度の内容については、ひとまず今回決定した内容で開始したいと思っておりますので、ご支援・ご協力のほどお願いいたします。また、周知等について、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員長

実際に取り組みが始まっている協働事業提案制度の内容と周知のスケジュールについてご説明をいただきました。周知の方法について委員からの意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○A委員

周知のスケジュールについて、5月22日からを予定しているということですが、募集を行うにあたっての手引書はいつごろ出来ますか。

○事務局

募集要項という形で、公表に向けた準備をしている段階です。

○A委員

それをこの協議会の委員にも見せていただきたいのですが、今年度の協議会は今回が最後と聞いています。募集要項については委員のところには届かないということですか。

○事務局

制度の内容については今回配付させていただいた資料の通りになりますので、そこからの変更はありません。募集要項については、提案するための様式であったり細かいスケジュールであったりを加えたものになりますので、今回の資料をもって平成27年度のご提言に対する報告とさせていただきたいと思っております。

作成中の募集要項については、完成次第、郵送いたします。また、防府市HPでも公開します。

○A委員

募集要項も含めて周知徹底しようと思うと、非常に厳しい日程になります。各自治会や団体への周知も必要ですし、説明会も全体説明会だけでは足りません。例えば公民館単位で説明会を行うなど、ここに記載があるもの以外の周知は考えておられますか。

○事務局

現時点では、各公民館に出向いての説明会の実施は考えていません。出前講座の形式で、団体からのご要望に応じて随時説明会を行う予定です。

○A委員

それであれば、出前講座の要望が出るような周知が必要ではないですか。

○事務局

今回配付するリーフレット等において、その旨を記載しているところです。

○C委員

当面は2月の市民活動団体向け事前説明会が非常に重要だと思います。

HPやチラシで周知し、気になる人は連絡して欲しいというだけでは、中々人は集まりません。まずはこういう制度が出来たということを知っていただくことから始めなければいけませんので、人材バンクに登録している人、公民館の講座を指導している人、日頃から活動している人、市民活動支援センターに登録している団体などに直接働きかけるような周知が必要だと思います。このリーフレットを活動されている方に直接郵送するだけでも効果があるかもしれません。

○事務局

市民活動団体向けには、市民活動支援センターの全登録団体に送付する文書に併せて制度説明会のチラシを同封していただくほか、講座開催の都度、周知チラシを置いていただくことにしています。

○C委員

公民館の講座の指導者やそういう人にも手が届くと良いですね。

○F委員

出前講座とはどのようなイメージのものなのでしょうか。

○事務局

時間としては1時間半から2時間、内容としては事前説明会とほぼ同じ内容になろうかと思います。人数や申込み時期などについては、ある程度柔軟に対応したいと考えています。

○F委員

個別相談には応じられますか。

○事務局

はい。

○F委員

公民館でのサークル活動など、公民館に来られる方はかなり居られますが、置いてあるだけではあまり効果がありません。つながりのない中で人を巻き込んでいくのは難しいですが、普段から活動に接しておられる公民館の職員に協力していただき、活動している方を巻き込んでいくことが出来れば広がりが見られると思います。

○A委員

実際に制度の中でどういう事業が行えるかのイメージが浮かばないという問題があります。事例紹介についてはどうなっていますか。

○事務局

制度を進めていくと、具体的事例が出てくるのですが、今の段階ではそうした積み重ねがありませんので、説明会の際に他市事例を数件紹介させていただこうと考えています。

○A委員

制度を検討する際に、防府市における協働の事例をまとめたことがあったと思いますが、その中から選ぶことはできませんか。

○事務局

平成26年度に防府市における協働事例の一覧を資料として作成しましたが、そのデータの趣旨としては、協働に関する共通認識を図るための基礎データとして集計したもので、協働事業提案制度に載せるために集めた事例ではありません。現時点で行われている協働の取組を制度の事例として紹介することで、協働はこの制度に則って行われなければいけないという誤解を招くことがあってはいけませんので、使用することは考えていません。

○A委員

実際に制度を運用する中で、対象とすることは可能ですか。

○事務局

可能です。既に協働で行っている事業であっても、この協働事業提案制度の枠組みの中でやっていきたいという提案があれば、移行することもありえると考えています。

○A委員

どこかでモデルケースを話していかないと、なかなかイメージがわかないと思います。そのあたりを分かりやすく出していただくようお願いします。

○C委員

選考機関に公募市民が入っていますが、縁故関係がある人が応募してきた場合はどうしますか。

○事務局

他市の事例では、審査から外れていただくという運用をされているところもあります。防府市においてどのように対応するかは検討中です。

○C委員

団体代表であれば代替りの委員を置いておけば可能かもしれませんが、公募委員の場合はそうはいきません。

○A委員

税金を使って実施するわけですから、公平性、透明性には十分に気をつけないといけませんね。

○委員長

それでは、本日の協議会はここまでとします。ありがとうございました。

○事務局

今後の協議会スケジュールについて

今年度の協議会は今回で最後の開催になる。来年度の日程等については後日連絡する。